

○奈良県警察交番相談員運用要綱の制定について

(平成7年5月22日例規第36号)

[沿革] 平成11年4月例規第23号、5月第26号、13年5月第29号、19年5月第20号、20年1月第3号、2月第8号、21年11月第30号、26年3月第11号、29年3月第3号、30年3月第8号、31年4月第23号、令和元年12月第39号、2年3月第11号、3年3月第16号、4年3月第5号、5年3月第9号改正

別記のとおり制定し、平成7年6月1日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

なお、派出所相談員運用要綱の制定について（平成4年4月例規第22号）は、廃止する。

別記

奈良県警察交番相談員運用要綱

第1 目的

この要綱は、奈良県警察交番相談員（以下「交番相談員」という。）の身分、勤務、運用等に関し、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 交番相談員の責務

交番相談員は、地域住民の多様な意見及び要望に迅速にかつ的確に対応するため、自らの知識及び経験等をいかして、交番を拠点とした地域警察活動のうち、住民に対し奉仕する活動等に協力し、又は当該活動を援助することを行い、もって地域における住民の安全で平穏な生活に資することを責務とする。

第3 身分、任用等

交番相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、その任用、勤務条件、服務その他就業に関する事項は、奈良県警察会計年度任用職員の任用、勤務条件、服務等に関する要綱の制定について（令和2年3月例規第7号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

第4 勤務時間

交番相談員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり28時間45分とする。

第5 職務

交番相談員は、警察署長（以下「署長」という。）の指揮監督の下に、次の職務を

行う。

なお、職務遂行上、書類に職名を記載する必要がある場合には、その職名を交番相談員とすること。

1 住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言

(1) 交番相談員は、各種意見、要望等のうち、その内容が重要であり、かつ、処理が困難と認められるもの、犯罪に関係し、又は関係するおそれがあると認められるものその他複雑なものなどについては、速やかに署長に報告してその指揮を受けなければならない。

(2) 交番相談員は、各種意見、要望等の処理結果について、奈良県警察苦情、相談等取扱要綱（平成13年5月奈良県警察本部訓令第9号）に定める苦情・相談等受処理票により、署長に報告しなければならない。

2 犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡及び広報紙（交番・駐在所広報紙活動推進要領の制定について（昭和63年6月例規第23号）別記交番・駐在所広報紙活動推進要領第1に定める交番・駐在所広報紙をいう。）の作成その他の広報活動

3 遺失届及び拾得物の受理等

(1) 遺失届及び拾得物の受理に当たっては、奈良県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年12月奈良県警察本部訓令第26号）に基づいて、適正に行うこと。

(2) 交番相談員は、拾得物については、その物件等の保管管理を徹底するとともに、速やかに、第6に定める交番に勤務する勤務員に引き継ぐこと。この場合において、勤務員が不在のときは、会計課員又は警察署の地域幹部若しくは当直責任者に引き継ぐものとする。

4 被害届の代書及び預かり

(1) 交番相談員は、奈良県警察捜査書類様式規程（平成12年11月奈良県警察本部訓令第18号。以下「訓令」という。）に定める乗り物盗専用盗難被害届を使用することができる自転車盗及びオートバイ盗に限り被害届の代書及び預かりを行うものとする。

(2) 警察官が交番に在所し届出人に対応できる場合並びに警察官が被害者からの事情聴取等の捜査活動を行うため早期に被害者に接触する必要がある場合及び既に被疑者が判明している場合には、その対応を警察官にゆだねること。

(3) 被害届の代書に当たっては、まず届出人本人に作成するように求め、それでもなお代書を依頼する場合に限り代書すること。

- (4) 被害届を代書し、又は預かる場合は、届出人に対し、自らの身分及び捜査権限を有しない者の代書であること並びに捜査機関による受理ではなく単に「預かり」であるということを理解させた上、取り扱うものとする。
- (5) 被害届の代書に当たっては、届出人が述べるところを筆記するにとどめ、その内容を明確にするために必要な範囲を超えて実質的な取調べや供述録取書の作成にわたることのないようにすること。
- (6) 被害届の書面上に、交番相談員の代書であることを明らかにしておくこと。
- (7) 被害届を預かった場合は、当該被害届を警察官が受理する必要があることから、遅滞なく警察官に引き継ぐこと。

5 物件事故報告書の作成補助

- (1) 交番相談員は、警察官が事故当事者から必要な事情聴取及び事実確認を行い、物件事故報告書を作成すれば足りると判断した物件事故について、当該警察官から物件事故報告書の作成を補助するよう指示を受けたときは、当該警察官が聴取した内容に基づいて、物件事故報告書に必要な事項を記入し、その作成を補助するものとする。この場合において、交番相談員は、物件事故報告書の右下欄外に「作成補助者 交番相談員」と記載した上、署名押印するものとする。
- (2) (1)の指示をした警察官は、交番相談員が作成を補助した物件事故報告書が正確に作成されていることを確認した上、当該物件事故報告書の作成者欄に署名押印するものとする。

6 事件又は事故の発生時における警察官等への連絡

交番相談員は、事件事故等に関して、口頭又は電話等による届出を受理したときは警察署若しくは警察官に通報し、又は連絡しなければならない。

7 地理案内

8 地域安全連絡所等のボランティアに対する連絡及びこれらとの連携に係る活動

9 交番連絡協議会の運営に関する活動

10 通学路等における子どもの見守り等の活動

交番相談員は、登下校時等における交番の所管区内にある小学校等の出入口付近における見守り活動、通学路の横断歩道における小学生等に対する誘導活動等の交番の施設外における活動を行うものとする。ただし、交番相談員が、交番の施設外における活動を行うことができるのは、交番相談員が同一の交番に2人以上勤務している場合であって、かつ、交番を訪れる地域住民等に対応することができる交番相談員が少なくとも1人は交番の施設内にいる場合に限る。

11 その他前記1から10までに定めるものに類する住民に対し奉仕する活動に協力し、

又は当該活動を援助する活動で、警察本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるもの

第6 勤務場所

交番相談員は、原則として、本部長が指定した交番（以下「指定交番」という。）において職務を行うものとする。ただし署長は、必要があると認めたときは、一時的に指定交番以外の交番において職務を行わせることができるものとする。

第7 服装等

- 1 交番相談員は、勤務中、生活安全部地域課長が指定する上衣を着用しなければならない。ただし、署長の承認を受けた場合又は奈良県警察官の服制に関する訓令（平成2年12月奈良県警察本部訓令第17号）第4条に規定する夏服の着用期間にあつては、これを着用しないことができる。
- 2 交番相談員は、勤務中、生活安全部地域課長が指定する耐刃防護衣を着用しなければならない。
- 3 交番相談員は、勤務中、交番相談員証（別記様式第1）を携帯するとともに、左胸部分に警察庁長官の定める標章を着装しなければならない。
- 4 職務の執行に当たり、交番相談員であることを示す必要があるときは、交番相談員証を提示しなければならない。

第8 活動上の留意事項

交番相談員は、規則第31条に定めるもののほか、その活動を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 交番相談員は、その職の信用を傷つけ、又は警察職員の職全体の不名誉となるような行為をしないようにすること。
- 2 交番相談員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いること。
- 3 交番相談員は、来訪者に対して親切丁寧に対応する一方、その挙動に常に注意を払うほか、交番内の整理整頓を図ること等により、受傷事故の防止に努めること。

第9 指揮監督等

署長は、交番相談員の運用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 署長の交番相談員に対する指揮監督は、地域課長（奈良警察署にあっては地域総務課長）を通じて行うものとする。
- 2 交番相談員は、第5に規定する職務以外の職務に充てないこと。
- 3 交番相談員には、特別の権限が付与されているものではないので、職務の範囲を逸脱しないよう指揮監督を徹底するとともに、その職務に関し、必要な各種事務処

理要領、各種書類作成要領及び受傷事故防止に係る指導教養を行うこと。

4 交番相談員には、言語態度に注意させ、適切な市民応接に努めさせること。

5 警察署の地域警察幹部等による巡視を励行させ、交番相談員の活動実態を適切に把握すること。

6 指定交番の交番所長及び勤務員について、交番相談員との緊密な連携を図り、良好な関係を保持させること。

第10 報告

1 交番相談員は、勤務日の取扱事項について、交番相談員勤務日誌（別記様式第2）に記載し、署長に報告しなければならない。

2 署長は、交番相談員の活動状況については、交番相談員活動月報（別記様式第3）により翌月7日までに、交番相談員の活動に伴う反響、紛議及び効果的な活動事例等については書面によりその都度、それぞれ生活安全部地域課長を経由して本部長に報告すること。

（別記様式省略）